2.4　「測定」のポイント等

(1) 測定方法

「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月）や手引書を参考にして測定を実施する。必要に応じて騒音、振動についても測定する。

(2) 測定場所

- 発生源測定点:発生源近傍または敷地境界等にとる。
- 苦情者側測定点:物的苦情の場合には、問題となる住居などの建物の屋外で建物から1〜2m程度離れた位置に、心身苦情の場合には、苦情者住居等の問題となっている部屋の問題となる位置に測定点をとる。

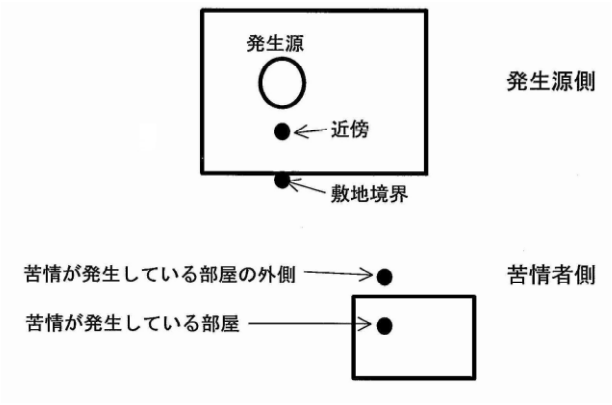

測定場所のイメージ　（平面図）

(3) 測定量

1/3オクターブバンド音圧レベルおよびG特性音圧レベルとする。

(4) 結果の算出方法

音圧レベルの変動幅が一定または少ない場合は、10秒間から1分間程度のパワー平均値を求める。伝搬の過程等で音圧レベルが（5dBを越えて）変動する場合は、指示値が大きくなるときに注目して、それらの最大1/3オクターブバンド音圧レベルを適当な回数（5回から10回程度）測定し、それらのパワー平均値を求める。

測定にあたっては、可能であれば、発生源側と苦情者側での同時測定が望ましい。

発生源（施設等）が推定・確認されており、施設の稼動・停止を行える場合には、施設の運転状況と苦情者の反応との対応関係を確認する。稼働・停止の状況に合わせて測定を行う。

なお、風の強い日は正確な結果が得られないことが多いので、測定を控える。